

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	亀岡地区 東部	北古世町親水公園の公衆トイレ設置について 千歳町では6箇所ある公衆トイレを全て地元管理されています。南郷公園や坂部公園は緑花協会が清掃されているが大変汚いです。 亀岡地区に公衆トイレがないのが実情だが、地元でトイレ清掃の必要があるのであれば反対される住民が多くいるが、公衆トイレを市施設として設置する以上は市が清掃管理すべきと考えます。 市が設置し市が責任を持って清掃管理される常に清潔なトイレを前提として、親水公園に公衆トイレの設置をお願いいたします。	古世親水公園につきましては、少し南にある「坂部公園」に公衆トイレがありますので、現在のところ設置する予定はございません。 なお、昨年度の地域懇談会で回答させていただいた「古世親水公園」の改修事業実施につきましては、国庫補助事業の年次計画の見直しにより、令和9年度から設計業務を実施する予定となりましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 また、坂部公園につきましても、既存のトイレや水飲み場が老朽化していることから、古世親水公園と同時期に施設の改修整備を実施する予定ですので、よろしくお願いいたします。	まちづくり 推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 坂部公園は古世親水公園から「少し離れている」とされたが、どれだけ離れていますか。徒歩何分でしょうか。 高齢者の多い地域住民からすると「少し」の距離ではないと思います。	「少し南」と表現しましたが、坂部公園から古世親水公園まで200m少々離れてます。	まちづくり 推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 結局、徒歩何分離れているのでしょうか。 地域住民との認識のズレがあるのでは？ 80歳からすると大変遠い距離だと思います。	距離を「少し」と表現したのは感覚の問題であり適切な表現ではありませんでした。 親水公園に公衆トイレがないことについての苦情を聞いたことがないが、地元として公衆トイレがないことについて苦情や設置要望があるなら教示いただきたいと思います。	市長 (まちづくり 推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 市から全国都市緑化フェアのため市内に5～6箇所のトイレ設置検討を聞いているため設置要望を出しています。 しかし、千歳町では公衆トイレは地元が維持管理している聞きしました。北古世町では緑花協会が週1回しか清掃しないため、清掃管理が市ではなく地元が行っている現状があります。地元管理しないといけなければ公衆トイレは設置不要です。 市が清掃管理を行い清潔な公衆トイレであれば設置をお願いします。	千歳町はやわらぎの道も含め地元要望により維持管理を地元へ委託しています。その他の公衆トイレは緑花協会やシルバー人材センター等に清掃管理等業務委託を行っているため、他自治会で公衆トイレの清掃管理していただいている実態はありません。 親水公園に公衆トイレは本当に必要なのか、地元として要望があるのかどうか重要で	市長 (まちづくり 推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 南郷公園、坂部公園、古世親水公園と亀岡地区3公園で公衆トイレがないのは古世親水公園だけ。また、近くの公衆トイレへの案内板ありません。多くの方に城下町を回遊していただくうえでも必要と考えるため、古世親水公園の改修・整備の際にはトイレ案内板の設置も検討いただきたいです。	要望のみ、回答者なし	—	—	—
		【質問等】 駅南整備事業の原案の中に古世親水公園の整備事業が入っていたが、事業実施の段階で古世親水公園整備事業が抜けていました。当時の担当者に問うと「地元要望がなかったから」と言われました。地域も熱意を持って要望をする必要が有ると考えます。	地元でしっかり議論していただき、本当に必要があれば要望いただきたいです。 亀岡中部地区で2つ都市公園を作ったが公衆トイレは設置していません。(公園に必ずしも公衆トイレを設置はしていない) 地元としてもどう思うか、意思を固めていただきますようお願いいたします。	市長 (まちづくり 推進部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
2	亀岡地区 東部	年谷川の洪水対策について 三宅町の年谷橋周辺の年谷川では、堆積土砂の増加や雑草・低木の繁茂が目立つため、京都府南丹土木事務所の所管とは存しているが市としても現況を把握いただき、京都府と調整して河川調査を行い、必要な浚渫や雑草除去などの整備をお願いいたします。	京都府管理の一級河川年谷川の浚渫要望につきましては、府民協働型インフラ保全事業の対象であり、例年2回募集があります。今年度の一次募集は終了していますが、秋ごろに二次募集(9月～10月頃)がありますので、当該事業へのご提案をよろしくお願いいたします。なお、京都府南丹土木事務所に確認したところ、土の浚渫や脱木や伐採はインフラ保全事業の対象だが、堤防の除草等簡易な要望については、京都府南丹土木事務所において常時受け付けされているとのことですので、位置図や現状写真をご準備いただきましたら、本市の桂川・道路交通課から南丹土木事務所へ要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。	まちづくり 推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 年谷川の三宅橋から下流の鉄橋まで、府民協働型インフラ保全事業に要望を提出しています。 三宅町寺井、三宅町、三宅荘園から、各ブロック毎に要望を提出しています。 昨年、京都府南丹土木事務所に相談したところ職員が現地視察を行い、各町から要望を出すようアドバイスをもらいました。 各町要望なので要望結果は自治会に連絡はないものの、3箇所別に予算はついたとの話は聞きます。	自治会からの要望内容や事業開始時期について京都府に確認します。	まちづくり 推進部長	①実施	南丹土木事務所によると、今年11月頃に河川断面を阻害している雑木の撤去をするとのことでした。
3	亀岡地区 東部	年谷川堤防道路のひび割れについて 年谷川堤防道路(市道)にひび割れが多数見られ、放置すれば降雨で堤防が弱まる危険があります。アスファルト舗装をやり直してほしいです。	年谷川の左岸堤防道路は、市道三宅年谷川線で亀岡市が管理する市道でございます。当該路線につきましては、ご指摘の通り、ひび割れ及びクラックが複数みられますが、舗装の経年劣化が原因であると考えております。しかしながら、河川堤防への雨水の浸透等も懸念されますので、簡易補修も含め、劣化が著しく緊急性の高い箇所から順次、舗装修繕を行いたいと考えております。	まちづくり 推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 三宅町浄水場の前にあるマンホール沿いのアスファルトにもひび割れが発生しているため、同時に対応をお願いしたいです。	場所がマンホールの周辺ということですので、上下水道部にも連絡し、連携して調査します。	まちづくり 推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 クラックとは何でしょうか。 防災上の危険箇所となっていないのですか。	年谷川の左岸堤防道路は、市道であるため舗装していますが、本来、堤防には舗装がなく雨水が浸透しても問題のない構造となっているところに、京都府の許可を得て堤防のに砕石敷均し舗装しています。 クラックの状態にもよりますが、縦断的に大きなクラックがあると堤防にズレが生じる等危険がありますが、現状は横方向のクラックが割と多いと聞いている。堤防に危険がないか、クラックの状況は確認するようにしており、現在は防災上の危険箇所としては問題となっておりません。	まちづくり 推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
			特に、困難事例の対応については支援を求める声が多いことから、市地域福祉課内に「民生委員・児童委員支援窓口」を設置し、市の地域福祉支援員が一緒になって、福祉サービスの利用等につないでいく支援を行っており、委員活動の負担軽減に努めているところです。	健康福祉部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			【自由時間の確保が困難】 定年延長等により、働き続ける人が多くなっており、委員活動との両立が難しいというご意見も伺っています。京都府においては年齢制限を廃止するなど、なり手不足解消の取り組みが進められていますが、市としても、民生委員児童委員協議会と連携し、定例会・研修会の在り方等、働きながらでも活動できる体制整備を進めてまいりたいと考えています。	健康福祉部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			【3年の任期は長い】 民生委員・児童委員は民生委員法第10条において任期を3年と定められております。民生委員・児童委員は身近な相談役として、地域の実情を把握し、地域の方と関係性を築いていくことが必要であり、活動を円滑に進めるため任期は3年となっています。長年、活躍していただいている委員の中には「2年3年と続けるうちにだんだんと活動内容が分かってきた」「長く続けることで、住民との関係性が築けた」というお声もいただいているところです。	健康福祉部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			【後任を見つけないと辞められない】 後任を見つけないと辞められないということはありません。各地区の民生委員児童委員の皆様と連携いただき、後任の方の推薦に何卒ご協力をお願いいたします。 市としても、民生委員児童委員の活動の啓発等により委員活動の理解促進を図るとともに、候補者の方に対し、民生委員制度等の説明が必要であればお伺いさせていただきます。	健康福祉部長	⑥その他	必要に応じご連絡いただければ、一緒に説明に伺っています。
			次のこん談事項にもある自治会に加入される方も少なくなってきている中で、これまでと同様の方法では、地域において民生委員児童委員を推薦いただくことが非常に困難になってきていると認識しています。 民生委員児童委員制度は全国一律の制度であり、市町村単位での対応はできないところではありますが、地域の現状に合わせた民生委員制度の見直しや委員活動の負担軽減について、他の市町村とともに京都府福祉事務所長会議等を通じ、今後も国へ要望を行ってまいります。	健康福祉部長	④要望	近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会を通じて、民生委員・児童委員の担い手確保及び処遇改善等を厚生労働省及びこども家庭庁に要望したところです。
		【質問等】 令和6年10月16日に開催された「第4回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」では、民生委員の担い手確保に関する意見として町会・自治会のみには頼らない多様な推薦母体の開拓とあるが、亀岡市はどのような取り組みをしているのでしょうか。	本市では亀岡市民生委員推せん会を設けているところです。 亀岡市民生委員推せん会には様々な団体から委員として入っていただいております。民生委員改選に向け推薦方法について意見をいただきながら協議を重ね、今回は例年どおり自治会に推薦をお願いする運びとなりました。推せん会で議論いただいているが、多様な推薦母体の開拓までは至っていないのが現状です。	健康福祉部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 先程の説明の中で、国や京都府への要望ということをおっしゃっていたが、具体的にはどのような要望をしているのでしょうか。	民生委員のなり手不足が一番の課題であるため地域の実情に合わせた制度の見直し、民生委員の活動記録を毎月京都府に報告するなどの業務負担の見直し、民生委員活動に係る活動経費とは別に報酬の支給など費用面での見直しなどです。	健康福祉部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
		<p>【質問等】</p> <p>結局のところ、「これからも自治会に頼んでいこう」、「自治会に頼んだらやってくれる」と感じてしまいます。自治会以外に推薦母体の候補がないことも理解できるが、民生委員制度の根本を解決できる案にはなっていません。</p>	<p>この問題は「自助・共助・公助」のなかで、共助にあたる部分であり、地域住民で自らの地域を助け合うということです。民生委員は地区担当制であり、地域の住民数によって民生委員の定員が決まっています。地域のことを知っている住民が地域活動を通じてある程度地域全体のことを知っていく、共助の関係を築いていくことが大切かと思えます。</p> <p>民生委員活動は基本的にボランティアとなりますので、民生委員の担い手がないのであれば「欠員」となります。しかし、その場合は地域の共助の部分が薄くなることになり、最終的には地域に影響が帰ってくることになるのではと思います。</p> <p>市としまして、各種団体から地域の知り合いも含めて「地域の共助に協力していただけないか」といった声掛けさせていただくなど、違った形で協力していきたいと考えています。</p> <p>まずは地元で検討いただき、推薦がなければないと報告いただければと思います。</p>	市長 (健康福祉部長)	⑥その他	市としても、自治会の皆様と一緒に説明に伺わせていただいたり、職員の知り合い等に声掛けをさせていただいたりしており、委員の推薦に至った例もあるところです。
		<p>【質問等】</p> <p>コミュニティ推進員や災害時の各町連絡要員のように、市職員や市職員OBを配置する制度を民生委員についても作ってもらうことはできないでしょうか。</p> <p>民生委員の担い手募集するについて、民生委員の実態や役割など説明しやすい資料を作ってもらえないでしょうか。</p>	<p>一度、民生委員の活動内容について『見える化』を図っていききたいと思います。</p> <p>民生委員の仕組みや制度等について、市民に対して説明するための資料等の作成を検討します。</p> <p>また、任期は3年という決まりはありますが、体調面など個々の事情で任期全てを務められなくても良いです。民生委員の位置付けを柔軟に考えながら、国の制度に照らし合わせながら、行政的のどのように取り組むべきかをまとめさせていただきます。</p>	市長 (健康福祉部長)	⑥その他	コミュニティ推進員などのように配置はできませんが、地域福祉課内に民生委員・児童委員相談窓口を設けており、地域福祉推進員が相談を受けております。 <p>また、地区の民生委員児童委員協議会ごとに活動内容を記載したものを作成し、説明時に使用しています。</p>

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
6	亀岡地区 東部	自治会の負担軽減について 亀岡地区は少子・高齢化が進展し、自治会の役員引き受け手が無く、脱退者も増加し、体制が弱体化しています。市はこの状況を踏まえ、中長期的な視点で自治会の負担軽減及び住民サービスの維持策を検討してほしいです。	自治会は、同じ地域に住む人たちが地域の絆を深め、協力し合い支え合いながら、より良い地域づくりのために組織されておりますが、近年、人口減少に加え、価値観やライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの希薄化や担い手不足の傾向にあると認識しております。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			自治組織は、地域コミュニティの推進にかかせない団体であるため、自治組織の負担軽減を図り、地域活動を持続可能なものとするのは、大変重要な課題であると考えています。全国の例で言いますと、総務省が作成しています「地域運営組織の持続的な運営に向けた取組事例集」があります。その中の、岩手県奥州(おうしゅう)市にございます伊手振興会という自治会の事例では、人口規模約1,400人の地域において、同じように人口減少・高齢化が進み、従前の地域づくり活動を維持し続けるのが困難となりました。数十年後には人口規模が半減する見通しであるなか、地域活動の見直しを実施されました。具体的には、自治会の役員だけでなく、住民から広く意見を聞いて計画に反映させるため、アンケート調査やワークショップを実施し、既存事業の評価をされました。従来行われてきた活動の「重要度」「満足度」を把握し、二軸分析を通じて取組の仕分けをされました。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			仕分けの結果、自治会の行う独自事業について、環境や福祉、防災など重要度は高いものの満足度の低い取組に焦点を当て、重要度が相対的に低い取組については、類似する活動を集約するなどの見直しを行われました。 この事例から、広く住民の方々の意見を反映し、重要な事業や多世代に対して魅力ある事業に焦点を絞り、重要度が相対的に低い取り組みの集約や縮小等、亀岡地区東部地域の特色に合わせて、時代の流れとともに、既存事業の仕分けも大事な要素ではないかと考えるところです。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			例えば、地域の環境保全の一環としてお世話になっております地域の清掃活動等の一部を、業者に委託するなど一つの方策と考えます。その財源の一つとしましては、地域が自ら交付金の使い方や決定し、地域の特色に応じた使い方ができる「ふるさと亀岡自治会活動応援交付金」を財源としていただくことも一つの方法だと考えております。当交付金は、ふるさと納税を活用した制度であり、寄附されたふるさと納税の内、約8割を寄附者が指定する自治会・区等に対して交付しているところです。市内・市外の住民問わず寄附いただけますので、詳細をご希望の際は、補助金のしおりやチラシ等もございますので、担当課の自治防災課までお問い合わせいただけますようお願いいたします。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			また、昨年度には宝くじ助成金の関係で各自治会にはノートパソコンを配布しておりますので、回覧文書の電子回覧や、LINEのオープンチャットなどを活用してデジタル化を図っている取り組みも耳にしています。 今後も、各地域それぞれの課題について把握し、中長期的に自治組織の負担軽減を図り、地域コミュニティの持続的な運営に向け、今後も地域の皆様とともに考えていきたいと思っております。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
		<p>【質問等】</p> <p>『自助・共助・公助』のことを理解できている人が少ない。災害の場面で使われる言葉ではあるが、自治会でも同じことであり、共助は重要であると認識しています。</p> <p>地域コミュニティが希薄化していくなかで、自治会の事業仕分けをして無駄なことを省いていった結果、必要なことにも関心がなくなる恐れがあります。</p> <p>現状、各自治会長は1年交代で隣に住む人も把握していない方が多く、自治会長はもはや町の代表ではなく、自治会には力がないことが現状です。この実態を亀岡市はどうしていくべきか、具体的な方法を考えてほしいです。</p>	—	—	—	—
		<p>【質問等】</p> <p>事業仕分けしていくことが怖いと感じています。どんどん自治会の活動の場がなくなっていくのではないのでしょうか。昔は子供会や老人会などがあったが、現在はなくなっている地域もあります。自治会活動が弱体化する一方なので、この問題に対してどのように対策すべきでしょうか。</p>	<p>自治会長が1年交代であるとのことだが、例えば、これまで自治会に関わりがなかった方についても、自治会長になることを機に人との繋がりができると思いますので、人と人とのコミュニケーションの場として、自治会を継続させていかなければならないと考えております。</p> <p>市としましても、敬老事業やサンガ応援事業など自治会に協力をお願いしておりますが、自治会の負担軽減のために様々な事業を止めていくことよりも、自治会のネットワークや繋がりを強める機会を提供しなければならないと考えています。</p> <p>人と人との関わりが薄れてきていることが一番の課題であるため、どのような形で『人と人の関わり場』を提供する機会を作るのかということが重要でありますので、より良い自治会の在り方や地域の人との関わりづくりというところを、行政と地域で考えていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>	市長 (総務部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
7	亀岡地区 東部	消防団の団員確保及び運営について 東部自治会では年間120万円を慰労金として消防団に渡しているが、その支出内訳が、消防活動以外の訓練等にかかる団員の保険料や、市から支給されない活動に必要な手袋・長靴の購入費用と聞きます。これら消防団活動経費を消防団負担となっていることは問題である。消防団活動経費は市費負担であるべきであり、自治会からの慰労金は団員たちの慰労のために使われるべきと考えるが、市としてどう考えているのでしょうか。 また、亀岡市消防団は市管轄なので消防団全体の収支や経費の使い方について管理・指導することが必要と考えます。	消防団員の保険について、公務災害補償におきましては、国が定める政令の基準に基づき、消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされております。 本市は、この政令に基づき、亀岡市消防団員等公務災害補償条例を制定しており、消防団員又はその遺族に対し、公務上の災害によって生じた損害を補償しています。 公務災害を補償するため、本市は、消防団員公務災害補償等共済基金に加入し、市の予算から掛け金をお支払いしております。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			この制度とは別に、消防団員等福祉共済制度があり、こちらの制度は公務外での怪我や病気により入院等の治療を要した場合にも、補償されるものとなっており、消防団員が任意に加入する保険となります。 消防団員等福祉共済につきましては、各団員個人の判断によって加入していただいているため、掛け金については、個人負担としております。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			団員の装備品は、平成26年に「消防団の装備の基準」が改正されたことに伴い、装備内容の見直しを行っております。 手袋につきましては、耐切創性手袋を入団時に個人貸与しており、破損があった場合や毎年実施している毀損(きそん)物品調査において破損状況を把握し、随時更新を行っております。 長靴につきましては、より安全性の高い救助用半長靴に改善するなど、市から装備品の貸与に努めているところです。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			亀岡市消防団(亀岡分団)に対して自治会からの慰労金が多過ぎます。 他自治会では、1自治会あたり30万円前後と聞きます。 亀岡市消防団員個人に対して市から報酬を支払っており、そこから任意保険料など支払えるが、自治会から多すぎる額の慰労金が出ているため、そこから支払われている状況です。 また、財産区から旧町の連合会あてに年間150万円が支払われています。あまりにも過分なお金が亀岡分団に支払われている状況です。 亀岡西部地区・中部地区・東部地区の3自治会で議論していただき、適正な金額を亀岡分団に渡していただきたいです。財源は住民からの自治会費であり、もっと地域の活動経費として使えるよう是非とも適正な運用をお願いします。	市長 (総務部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

令和7年度地域こん談会まとめ

案件番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
		【質問等】 保険料について補足。例えば、火事で消防署と亀岡分団が出勤した場合、火災と認定されたら消防署員も消防団員も同じ保険金が出るが、火災と認定されなかった場合は消防署員は保険金が出るが消防団員は保険金が出ません。この差を埋めるための保険掛金と聞いています。	その場合、公務で出勤されているので公務災害補償の対象であり、それは違います。恐らく公務出勤以外に適用される任意保険の消防団員等福祉共済制度のことではないかと思われます。年額3,000円。 当初は消防団員全員加入されていたが、個人報酬支払に伴い掛金が個人負担となってからは加入者は7割程度と聞きます。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
			亀岡3地区(西部、中部、東部)は横の繋がりの協議をもっと重ねるべきです。このまま自治会の負担が大きいと、その分自治会費も多く支払うことになり、自治会脱退の要因になっているのではないかと考えます。 自治会の負担する金額について、亀岡3地区で議論していただき、適正に運営をお願いします。	市長 (総務部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 市から消防団に対して、より明確な収支決算を行うようできないのでしょうか。決算内容が公開されず監査も受けられないから、正式な計算書がありません。 亀岡市からも消防団あてに支出しているはずですが。	明確な収支決算は、お金を出した側がその支出内容について求めるべきです。 亀岡市からは、消防団員個人あて報酬、装備品の貸与は行っているが経費支出はありません。	市長 (総務部長)	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 消防団員からの報告によると、市から少額だがお金をもらっていると聞いています。その決算報告の提出は求めているのですか。	亀岡分団あて消防団運営交付金として11万円交付しており、交付額についての収支報告はもらっています。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 その収支報告は運営交付金についてだけか。 亀岡分団全体の収支報告は求めてないのか。	市が交付した交付金についてのみの収支報告を提出いただいています。	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
		【質問等】 消防団の適正化に向けて市と一緒に協力していただきたいです。 市が消防署から決算の雛形をもらい、市から消防団に決算報告書の雛形を出してください。その決算書で運用するよう指導してほしいです。	他の自治会との兼ね合いもあるため、一度検討します。	市長 (総務部長)	⑥その他	分団運営交付金の決算書の雛形と記入例は毎年示しています。